

# 令和3年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立山田高等学校

校長名 晴山 俊

## 1 活動の方針

- (1) 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、参加を義務づけた  
り、活動を強制したりしない等、健全で適切な部活動体制を推進する。
- (2) 部活動をとおして技術や人間性を磨き、集団での責任感や連帯感を涵養し、健やかな  
心身を育成する。
- (3) 部活動をとおして主体性を育み、生涯にわたって豊かな生活を営む資質を育成する。
- (4) 部活動をとおして自己を知り、自己の生活を見直し、健康や安全を考える資質を育成  
する。
- (5) 発達個人差、心身の状態を考え、科学的知見に基づいたトレーニングを導入する。
- (6) 学習とのバランスを取り、適切な休養日及び活動時間を設定する。

## 2 休養日・活動時間について

- (1) 週1日以上休養日を設定し、年間平均で週2日程度の休養日とする。
- (2) 大会等のため、設定した休養日に活動する場合は、代替日を確保する。
- (3) 気象状況等を考え、危険が予想される場合は休養日とするなど柔軟に対応する。
- (4) 活動時間は生徒の心身の健康やバランスのとれた生活に配慮する。

## 3 活動のきまり

- (1) 定期考査前1週間及び考査期間は部活動を行わない。大会等がある場合は特別活動の  
許可を受ける。
- (2) 夏季休業中、年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。
- (3) 各部顧問は年間活動計画（休養日及び参加予定大会日程等含む）及び、月間活動計画  
を作成し、校長に提出の上、生徒・保護者に示す。
- (4) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を実施する。
- (5) 寒暖や熱中症指数等の健康指標に配慮した練習を提示するなど安全配慮義務を徹底  
し、練習環境の保全と整備をする。
- (6) 顧問をはじめとする指導者は、生徒を育てる意識を持ち、いかなる理由があっても体  
罰や暴言等を行わない。

## 4 その他

上記以外の事項については、校長の判断による。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、令和3年4月6日付教学第74号・  
教保第12号【別紙】通知「県立学校の部活動について」に基づく。

# 県立学校の部活動について

[令和3年4月6日通知]

## 1 基本的な考え方

部活動（運動部及び文化部）については、引き続き十分な感染症対策を行った上で、生徒の健康・安全の確保のために内容や方法を工夫しながら実施すること。

- (1) 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (2) 参加する生徒の健康状態を把握し、生徒の体調管理を徹底させること。
- (3) 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (4) 部活動の実施に当たっては、統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインを踏まえること。

## 2 活動に当たっての留意事項

### (1) 活動について

- ・ 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ・ こまめな手洗いを励行すること。
- ・ 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 体調のすぐれない生徒は、部活動への参加を見合わせ自宅で休養すること。

### (2) 活動場所について

- ・ 活動する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- ・ 教室等を使用する場合は、長時間にわたり密室状態にならないよう、換気を頻繁に行うとともに、十分な身体的距離を確保しながら活動すること。
- ・ 更衣室や部室の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。

### (3) 活動時間等について

- ・ 活動時間や休養日については、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）」に準拠し各校で策定した「学校の部活動に係る活動方針」によることとするが、生徒の体調等を考慮し適切に設定すること。
- ・ 活動に当たっては、感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な内容となるよう工夫して取り組むこと。

### (4) 練習試合及び合同練習について（遠征等を含む）

- ・ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている地域への遠征等は、感染拡大防止の観点から自粛すること。
- ・ 感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域への遠征等は、慎重に判断すること。
- ・ 特に規制がない地域への遠征等については、事前に遠征先等の地域（県、市等）の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 実施に当たっては、適切な感染防止対策（移動及び宿泊時等における「三つの密」の徹底的回避）を講じること。
- ・ 担当する教師のみで実施を決定するのではなく、学校として責任をもって判断すること。

### (5) 各種大会等への参加について

- ・ 各学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各種大会への参加の必要性を判断すること。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 大会における活動以外の場面（移動、宿泊、会場での待機時間等）も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じること。

担当

保健体育課学校体育担当（中村）

TEL：019-629-6190